(8)　管外旅費の支給事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 福祉部国民健康保険課 | 平成25年度の管外旅費に係る精算事務処理について、債務の額が確定した後30日以内に精算が行われていないものが３件あった。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 出張内容 | 旅行日 | 旅　費支給額 | 精算日 |
| 厚生労働省 | 平成25年４月25日～同月26日 | 38,300円 | 平成25年８月28日 |
| 同上 | 平成25年４月25日～同月26日 | 37,120円 | 平成25年８月30日 |
| 同上 | 平成25年５月23日～同月24日 | 37,120円 | 平成25年８月28日 |

 | 【是正を求めるもの】大阪府財務規則第47条の規定に違反している。概算払を受けた旅費の精算の必要性や手続について、全職員の理解を深められたい。また、概算払を行った旅費で、精算手続を行っていない出張者に対しては、担当者だけでなく、所属長からも注意喚起を行うことなど、旅費の精算に係る事務処理の改善を図られたい。

|  |
| --- |
| 【地方自治法施行令】（概算払） 第162条 　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 (1) 旅費【大阪府財務規則】（概算払の精算）第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後三十日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 |

 | 国民健康保険課において管外出張した職員のうち、３名の精算事務処理に遅延があった。今後同じことが起こらないように、概算払を受けた管外旅費の精算の必要性や手続について理解を深めるため、課内全職員にメールにより制度の周知徹底を行った。また、概算払を行った旅費で、精算手続未了がないか旅費担当者が定期的に月２回、確認することとし、精算手続を行っていない出張者がいる場合は、注意喚起を行うこととした。今後、旅費支給事務の執行に当たり、適正な事務の執行に努める。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象部局室課名 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 健康医療部　保健医療室　　健康づくり課 | 出張者が公用の交通機関を利用して旅行したときは、旅費を減額調整することとなるが（職員の旅費に関する条例第41条）、旅行経路の一部に公用車を利用（タクシーチケット）しながら旅費の調整を行わず、旅費が過払となっていた。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 出張先 | 出張日 | 既支給額 | 正規支給額 | 過払支給額 |
| Ａ | 大阪府医師会 | ９月13日 | 200円 | 0円 | 200円 |
| Ａ | 府立成人病センター | 12月２日 | 400円 | 200円 | 200円 |
| Ａ | がん循環器予防センター | 12月２日 | 400円 | 200円 | 200円 |
| Ｂ | 関西大学天六キャンパス | ３月２日 | 540円 | 270円 | 270円 |
| Ａ | 厚生労働省＜管外出張＞ | ３月20日 | 28,820円 | 28,620円 | 200円 |
| Ｃ | 厚生労働省＜管外出張＞ | ３月20日 | 28,890円 | 28,690円 | 200円 |

 | 【是正を求めるもの】管外出張については、精算手続の機会がありながら必要な旅費の調整が行われておらず、精算手続が形式化しているのは問題である。旅費が過払となっていたものについて速やかに戻入するとともに、適正な事務処理を行われたい。・管内旅費については、「精算旅費内訳」の内容に変更が生じたときは速やかに修正入力するよう、職員に周知徹底する。・管外旅費については、旅行の実態に合った内容で精算手続するよう、職員に周知徹底する。公用車利用及びタクシー利用の状況を、旅費事務処理権限を有する職員が把握し、旅費の支出処理に際して出勤簿管理等を徹底し、再発防止できる体制の整備を検討されたい。

|  |
| --- |
| 【旅費事務の手引】旅費支給事務１　旅費の概要旅費は、旅行中に必要となる交通費、宿泊費等の経費にあてるため支給される経費であり、いわゆる実費弁償の一種である。旅費は、経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により支給する。９　旅費の調整（旅費条例第41条）1. 旅費の減額調整

旅費条例の規定による旅費を支給した場合、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなるときは、旅費を減額することができる。（1） 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情があるとき。 |

 | 平成26年10月に、室・課内職員に監査結果の情報共有を行い、管内旅費については、公用車を利用するなど「精算旅費内訳」の内容に変化が生じたときは速やかに修正入力するよう、管外旅行については、旅行の実態に合った内容で精算手続するよう周知徹底した。今後とも、引き続き職員に注意喚起するとともに、公用車利用及びタクシー利用の状況の把握に努める。 |
| 対象部局室課名 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 健康医療部薬務課 | 　管外旅費について、出張者による旅行命令簿兼旅費内訳画面の入力並びに旅費事務担当者による支出命令伺書の起票が遅れたために、旅費の支出が旅行日から約３か月後と遅れているものが１件（下記参照）あったほか、同様に旅費の支出が旅行日から約１週間後と遅れているものが４件あった。　・旅行日：平成25年10月24～25日、　　　　　　旅費　37,100円　　支出命令伺書：平成26年１月14日、　　精算書：平成26年１月17日 | 【是正を求めるもの】　管外旅費の支出事務等について、本来は概算払であることを踏まえ、適時・適正な事務処理を行われたい。 | 　平成26年10月に、課内職員に監査結果の情報共有を行い、管外旅費の支出手続について、大阪府財務規則等の規定に基づき、適時・適正な事務処理を行うよう周知徹底した。　今後は、総務事務システム内のデータをグループ長及び旅費事務担当者が常時確認することにより、適正な事務執行に努める。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象部局室課名 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 環境農林水産部　水産課 | 航空機を利用した出張の旅費は、職員の旅費に関する条例によると「現に支払った旅客運賃」を支給することとされているが、旅費精算時に領収書等の提出を求めず、「現に支払った旅客運賃」の確認をしていないものが６件あった。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 旅行日 | 区間 | 金額 |
| 平成25年６月18日 | 関西空港－羽田空港（往復） | 31,340円 |
| 平成25年10月25日 | 関西空港－羽田空港（往復） | 31,340円 |
| 平成26年１月21日 | 関西空港－羽田空港（往復） | 31,340円 |
| 平成26年２月６日 | 関西空港－羽田空港（往復） | 28,340円 |
| 平成26年３月７日 | 関西空港－羽田空港（往復） | 27,840円 |
| 平成26年３月14日 | 関西空港－羽田空港（往復） | 30,340円 |

 | 【是正を求めるもの】航空機を利用した出張旅費の精算時には、領収書等、支払いを証明する資料の提出を求め、現に支払った旅客運賃の確認を行うなど、適正な事務処理を行われたい。【職員の旅費に関する条例】（航空賃）第15条　航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。【「東京都出張における航空機の利用について」の一部改正について（平成18年９月11日人企第1558号 総務部長通知）】（抜粋）航空機利用の促進を図るため、東京出張については、当面、航空機の利用も認めるものとする。条件：往復とも関西国際空港又は大阪国際空港を利用し、かつ、シャトル往復割引以下の運賃により利用できる場合に限る。旅費の計算：往路の出発地空港は、旅行の起点の最寄りの空港とし、復路の到着空港は旅行の終点の最寄りの空港として計算する。航空賃は、現に支払った旅客運賃により計算する。【航空賃を含む旅費の支出について（平成23年９月13日人企第1670号 人事室長通知）】（抜粋）航空賃を含む旅費の支出については、支出命令伺に支払いを証明するに足る資料の添付が必要となっておりますので、その旨再度徹底いただき、より一層適正な旅費の支出に努めてください。 | 該当職員から航空運賃の領収書等の提出があり、実際に支出した額と一致していることを確認した。水産課内職員全員に、出張で航空機を使用する場合は、精算時に領収書等の提出が必要であることを周知した。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象部局室課名 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 教育委員会事務局教育総務企画課人権教育企画課市町村教育室 | 管外旅費について、旅費の確定後、30日以内に精算が行われていないものが６件あった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 所属名 | 出張の目的 | 旅行日 | 旅費支給額 | 精算日 |
| 教育総務企画課 | 文部科学省会議出席 | 平成25年10月11日 | 28,080円 | 平成25年11月19日 |
| 全国都道府県教育長協議会総合部会第２回研究会議出席 | 平成26年１月20日～同月21日 | 36,080円 | 平成26年２月28日 |
| 人権教育企画課 | 会議出席（文部科学省） | 平成25年10月７日 | 28,140円 | 平成26年３月19日 |
| 市町村教育室小中学校課 | 学事Ｇ用務（文部科学省） | 平成25年９月20日 | 28,440円 | 平成25年10月30日 |
| 教務Ｇ用務（文部科学省） | 平成25年９月27日 | 28,400円 | 平成25年10月30日 |
| 進路支援Ｇ用務（文部科学省） | 平成25年10月７日 | 29,260円 | 平成25年11月11日 |

すべて概算払の額と精算額が一致しており、過払や支給不足は発生していなかった。 | 【是正を求めるもの】大阪府財務規則第47条の規定に違反している。概算払を受けた旅費の精算の必要性や手続については、全職員が理解を深められたい。また、概算払を行った旅費については、リストを作成して精算事務の処理状況を定期的に確認すること、精算手続を行っていない出張者については旅費担当職員だけではなく、旅行命令権者（承認者）からも注意喚起を行うことなど、旅費の精算に係る適正な事務処理を行われたい。【大阪府財務規則】（概算払の精算）第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。  | 《教育委員会事務局教育総務企画課》平成26年７月31日に、所属職員に対して精算処理についての周知・注意喚起を行い、今後は適正な事務処理を行うよう徹底した。　また、概算払の旅費を受けた職員のリストを作成し、精算等の状況をチェックすることにより、処理状況を確認できるようにした。今後、作成したリストを旅費担当者のみならず旅行命令権者（承認者）においても適時確認し、未精算者に対する注意喚起を行うことにより適正な事務処理に努める。《教育委員会事務局人権教育企画課》管外出張に係る旅費の手続きに関して、出張者に対し、「管外旅費入力にかかるお願い」をその都度渡し、旅行完了後速やかに精算を行うよう、注意喚起を行い、遅滞ない精算行為の徹底を図った。　併せて、概算払を行った旅費については、旅費事務担当者において作業チェックリストを作成し、精算事務処理が漏れることのないように改善を図った。 |
| 教育振興室高等学校課 | 管外旅費について、旅費の確定後、30日以内に精算が行われていないものがあった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 所属名 | 出張の目的 | 旅行日 | 旅費支給額 | 精算日 |
| 教育振興室高等学校課 | 会議出席（鹿児島県内） | 平成25年５月16日～同月17日 | 51,320円 | 平成25年６月19日 |
| 会議出席（鹿児島県内） | 平成25年５月17日 | 41,160円 | 平成25年６月19日 |
| 研修出席（東京都内） | 平成25年９月21日 | 25,510円 | 平成25年10月24日 |
| 研修出席（東京都内） | 平成25年９月21日 | 28,430円 | 平成25年10月24日 |

全て概算払の額と精算額が一致しており、過払や支給不足は発生していなかった。 | 【是正を求めるもの】大阪府財務規則第47条の規定に違反している。概算払を受けた旅費の精算の必要性や手続については、全職員が理解を深められたい。また、概算払を行った旅費については、リストを作成して精算事務の処理状況を定期的に確認すること、精算手続を行っていない出張者については旅費担当職員だけではなく、旅行命令権者（承認者）からも注意喚起を行うことなど、旅費の精算に係る適正な事務処理を行われたい。【大阪府財務規則】（概算払の精算）第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。  | 旅費の精算手続について、その都度職員に対し、管外旅費の支給時にメールで周知していたことに加え、精算について、出張終了後に再度周知を図るため、復命書作成、精算方法等についてメールで通知した。あわせて、これまで概算払を行った旅費の管理を行うため作成していたリストに、新たに精算欄を加え、旅費の精算が適正に行われるよう、精算処理の状況も確認できるようにした。今後、旅費担当職員及び旅行命令権者（承認者）はこのリストを活用して精算処理の確認及び注意喚起を行うことで適正な事務処理に努めていく。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象部局室課名 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 教育委員会事務局市町村教育室 | 管外旅費の支給において、新幹線を利用して出張していたが特定区間である天王寺駅から新大阪駅間の料金を含んで支給したため過払いとなっていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 旅行日 | 旅費支給額 | 正規旅費額 | 過払い金額 |
| 平成26年１月28日 | 28,590円 | 28,170円 | 420円 |

 | 【是正を求めるもの】速やかに過払い旅費額の戻入措置を講じるとともに、管外旅費の支給事務について適正な事務処理を行われたい。 | 　過払いの旅費については、戻入措置を行い、平成26年9月11日付の納付を確認した。　今回の結果を踏まえ、出張命令の登録の承認および精算の決裁時において誤りがないか、担当者のみならず旅行命令権者（承認者）においても確認することとし、適正な事務処理に努める。　また室内の職員に対し、「旅費の入力等について」の文書を平成26年８月４日にグループごとに周知し、適正な処理について周知を図った。 |